

# 公益社団法人 福岡貿易会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡貿易会（以下「本会」という。英文名 FUKUOKA FOREIGN TRADE ASSOCIATION）と称する。

### (事業所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市博多区に置く。

### (目的)

第3条 本会は、福岡地区及び周辺経済圏の貿易を振興し、地域経済の発展を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために福岡県内において次の事業を行う。

- (1) 貿易情報及び貿易資料の提供
- (2) 貿易に関する講演会、懇談会、説明会等の開催
- (3) 海外視察団の派遣または招へい
- (4) 外国航路及び貿易関係機関誘致等による地域の貿易環境整備推進
- (5) アジア経済交流センターにかかる事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第5条 本会の会員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同する団体又は個人で理事会が承認する者とする。
- 3 正会員は、原則として福岡県内にその事業所を有する者とする。ただし、県内にその事業所を有しない者であっても本会への入会を希望するときは、正会員になることができる。
- 4 前3項のほか、所在地が福岡市内にある外国政府の出先機関の長で、理事会が承認する者を、特別会員とすることができる。

(会費)

第6条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会で定める規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 特別会員については、会費等を免除する。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員である団体等が解散若しくは閉鎖したとき、又は会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議により、これを除名することができる。

(拠出金の不返還)

第10条 退会し又は除名された会員が既に納入した会費及び入会金、その他の拠出金は返還しない。

### 第3章 総 会

(総会の構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(総会の権限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 第20条第1項に規定する役員の選任または解任

(3) 役員等の報酬等の額

- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費に関する事項
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第13条 通常総会は、第40条に規定する毎事業年度終了後、3箇月以内に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して会長に請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席している正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第17条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員または理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上25人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち、4人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 4 前項の専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務執行の決定に参画する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上

その職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は前項の報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられないときは、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

#### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した者の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任には、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の

3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし常勤の専務理事に対しては報酬を支給する。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に従う。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
  - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第28条 本会は、理事及び監事が負う一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する賠償責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

- 2 本会は、前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、役員との間で賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める限度額とする。

(顧問及び参与等)

第29条 本会に、任意の機関として、顧問、参与、参事及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、参与、参事及び相談役は無報酬とする。
- 3 顧問、参与、相談役は、本会の運営につき相談に応じる。
- 4 参事は、本会の運営に協力し、事業に参画することができる。
- 5 顧問、参与、参事及び相談役の選任基準及び任期等は、理事会において別に定める。

## 第5章 理事会

(役員の種類及び選任)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(理事会の開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第23条第5項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 第23条第5項の規定により、監事が直接招集したとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第5号による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該理事会において副会長の中から議長を選出する。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに記名押印しなければならない。



## 第6章 資産及び会計

### (事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 関係官庁の負担金及び補助金
- (5) 現金及び預貯金
- (6) その他の収入

2 前項に掲げる資産は、会長が、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 本会の経費は、第1項に掲げる資産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

2 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前項の計算書類等に記載するものとする。

3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第44条 本会は、事業または運営上必要があるときは、理事会の承認を得て委員会を設けることができる。

2 委員会は、理事及び正会員等をもって構成し、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第45条 本会は、本会の事業を実施し、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の設置について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(書類及び帳簿)

第46条 事務局には常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 総会及び理事会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬及び費用に関する規程

(8) 事業計画書及び収支予算書類

(9) 事業報告及び決算関係書類

(10) 監査報告書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項に掲げる帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、第49条の規定を除き、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議により変更するこ

とができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解 散）

第48条 本会は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によるほか、法令で定められた事由により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第49条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 本会の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

|    |      |      |       |      |      |
|----|------|------|-------|------|------|
| 理事 | 並田正一 | 福地和彦 | 土屋直知  | 角川敏行 | 矢幡卓美 |
|    | 高瀬正博 | 蒲原敬兒 | 津田鶴太郎 | 徳島建征 | 和田裕二 |
|    | 荒畑 稔 | 福田 知 | 天岡 健  | 永渕英洋 | 南里勝利 |
|    | 大野憲俊 | 小林敏郎 | 實方 洋  | 金重州典 | 甲斐敏洋 |
| 監事 | 野口昌宏 | 廣田眞弥 |       |      |      |

3 本会の最初の会長は並田正一、副会長は福地和彦、土屋直知及び角川敏行、専務理事は甲斐敏洋とする。

4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### 附 則

1 この定款は、平成29年6月13日から施行する。

#### 附 則

2 この定款は、令和元年6月6日から施行する。